

業務委託契約書(フリーランス新法対応)

令和 年 月 日

委託者と受託者は、委託者が受託者に対し、業務を委託するにあたって、次の通り業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

委託者 (甲)	住所 〒 会社名 代表者氏名
受託者 (乙)	住所 〒 会社名 代表者氏名

契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日の(日間) ただし、期間満了の 日前までに委託者又は受託者が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約は、更に同期間更新され、以後も同様とする。
委託業務 内容	委託者は、 業務(以下「本業務」という。)を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
受託料	契約の報酬は、月額金 万円(消費税等抜)とする。
支払方法	受託者は、本業務の委託料を委託期間満了の翌月 日までに請求し、委託者は、受託者からの請求に基づき、請求書受領日の翌月 日までに受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は委託者の負担とする。
報告義務	受託者は、毎月・毎週 日に当月分・当週分の本件業務の進捗を報告書として委託者に提出する。
検査	1. 委託者は、受託者から成果物の納入を受けたときは、納入の日の翌日から起算して10営業日以内に内容について検査し、その可否の結果を受託者に通知しなければならない。 2. 前項の期限を過ぎても前項の通知が委託者から何らの通知がない場合、前項の検査に合格したものとみなす。
再委託	1. 受託者は、委託者の書面による事前の承諾なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。 2. 受託者は前項の規定により第三者に再委託する場合においても、本契約に規定する受託者の義務を免れない。また、受託者が委託者に対して負うものと同様の義務を再委託先に対しても順守させる義務を負う。
守秘義務	委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に関連して相手方から秘密であることを明示し、開示された情報を守秘し、第三者に対して開示、譲渡してはならない。
損害賠償 責任	委託者及び受託者は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
契約解除	1. 委託者及び受託者は、本契約期間内でも 日前に書面にて相手方に通知することで本契約を解除することができる。 2. 委託者及び受託者は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて催告を行い、催告期間を終了しても違反が是正される、履行がないときは、本契約を解除できる。 イ) 相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしようとしたとき又はしたとき ロ) 相手方が本契約の規定の位置に違反したとき ハ) 受託者の業務処理が不適当であり、改善の余地がないと認められるとき ニ) 受託者が本契約を履行できないと委託者が判断したとき

特別加入	受託者は、政府のフリーランス特別加入に特別加入し、当該加入証明を委託者に提出するものとする。
管轄裁判	本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、委託者の主たる所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
反社会的 勢力の 排除	委託者及び受託者は、自己及び本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、愚連隊、社会運動等標榜ゴロ、半グレ、準暴力団、匿名・流動型犯罪グループ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
協議	本契約に定めのない事項、ならびに本契約の会社について疑義が生じた場合には、民法をはじめとする法令などを踏まえ、当事者間で誠実に協議のうえ、解決するものとする。